

(公開)

## 第 1 7 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年5月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、  
第17回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日程第1  | 会期の決定                    |
| 日程第2  | 議事録署名委員の指名               |
| 日程第3  | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 日程第4  | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第5  | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第6  | 農地法第3条許可申請の取下願について       |
| 日程第7  | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第8  | 非農地証明願について               |
| 日程第9  | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 日程第10 | 農用地利用集積計画について            |
| 日程第11 | 農業委員会事務の実施状況等の公表について     |

## 1、出席委員

1 番 平井 博      2 番 長田 幸浩      3 番 佐藤 勲  
5 番 大友 信由      7 番 猪股 政一      8 番 郡山 正志  
9 番 菅原 龍也      11 番 宮部 淳子      12 番 木皿 清  
13 番 菅井 武雄      14 番 吉田 俊美

## 2、欠席委員

4 番 長田 克美      6 番 渡邊 等      10 番 八巻 文彦

## 3、農地利用最適化推進委員

15 番 猪股 義広      19 番 齋 明美

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱      新妻 敏幸      主査 小林 真由  
主事 佐々木 常行      主事 渡辺 裕子

## 1、同日午後1時30分開会

- |            |   |  |
|------------|---|--|
| 議          | 長 | ただいまから、第17回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は11名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。  |
| 議          | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声)  |
| 議          | 長 | ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。  |
| 議          | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、7番猪股政一委員、8番郡山正志委員を指名いたします。よろしく願いいたします。  |
| 議          | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。             |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。<br>(「なし」の声)   |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。  |
| 議          | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。   |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地を通路にするための転用でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。<br>(「なし」の声)   |

議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1については集合住宅にするための使用貸借権の設定、整理番号2については賃貸駐車場にするための賃借権の設定、整理番号3については建売住宅にするための所有権移転、整理番号4については一般個人住宅にするための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第3条許可申請の取下願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第4号、農地法第3条の規定による許可申請の取下願について、1件受理いたしております。内容につきましては、令和3年9月総会において生前贈与を行うという内容で申請許可をいただいたところでありましたが、所有権移転の登記の手続きをしておらず、その間に譲渡人がお亡くなりになり、市内に住む譲渡人の妻が農業経営を引き継ぐことになったため、以前許可した内容については取下げの願いがあったものです。なお、この取下願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項です。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の6頁をご覧ください。報告第5号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、今回は2件受理いたしております。内容につ

議 長 きましては、いずれも関連するもので、自作をするための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

議 長 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、報告第5号を終了いたします。

議 長 日程第8、報告第6号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の7頁から8頁をご覧ください。報告第6号、非農地証明願について、13件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1については宅地化されている為、整理番号2及び整理番号12については転用許可済の為でございます。整理番号3から10については去年の農地パトロールの結果により、すでに山林化している農地の所有者に対し非農地証明についてご案内を送付し、それを受けて願いがあったものになります。整理番号11及び13については以前より通路等として使用していた為でございます。いずれも現在までその状態を継続しており、今後も農地としての利用の見込みがない為、非農地証明を交付したというものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

木 皿 委 員 1番について、すでに住宅が建築されているということですが、これは農地のままで住宅が建っているのでしょうか。これは問題ないのでしょうか。

佐々木主事 問題はあるのですが、昭和55年頃からということで、かなりの時間が経っているという状況です。そういう場合については非農地証明を発行する目安として、長年農地でない状態が継続しているということであれば、非農地証明を出しても差し支えないというものがあまして、それに則って出したものです。

木 皿 委 員 あともうひとつ。13番の道路として利用していたということですが、この前の総会でもそういう土地があったのですが、あれは相続的に問題あったとのことですが、こういうのは、どうなのでしょう。あまり納得できないと思いますが。

佐々木主事 13番につきましても、昔から通路として使っていたようで、あとで出

てきます3条の許可申請と絡んでおりまして、もともとは、非農地証明願を出していただいた土地と3条で出てくる土地というのが、分筆されていないひとつの土地だったのですが、当初は農地の中に通路がある状態で3条の許可申請を昨年もらっていました。ただ、その通路は勝手に作られたものだったので、そのままでは農地とはいえず、3条の許可申請にあてることはできないのではないかとということで、もし3条許可が欲しい場合、分筆した後に手続きをしていただきたいとお願いしておりまして、この度、分筆が終わって通路部分については非農地証明願をいただいて、農地の部分については、当初の3条の許可申請をいただいたという経緯があります。通路として使っていたとか、宅地として使っていた所について、数十年経過しており、これからどうにかするというのは困難なため、やむなく非農地証明を発行するという運びとなりました。

木 皿 委 員      このように農地を通路として使っている例が時々出てくるんですが、こういうのが出てきたとき、みんなで認めるべきなのか、そのあたり皆さんどう思いますか。また、事務局の方、どう考えているでしょうか。

小 林 主 査      これから転用するものに関しては、許可申請をしてもらい、もうすでに転用して長年経過してしまったものに関しては、やむを得ない場合、非農地証明になります。今までの活動は変わらずやっていきます。

木 皿 委 員      これから転用するものには、書面を出してもらおうということですか。

小 林 主 査      これから転用するものについては、転用の4条や5条の申請を出していただくのは変わらないです。

それから非農地証明の場合は、相続したりとか自分が転用した訳ではないものも含まれていますが、自分がしてしまったものに関しては、顛末書等を付けて転用の申請していただくという形もありますので、ケースバイケースで対応していくことになりますのでよろしくお願いします。

議 長      ただいまの事務局からの説明に対し、他に質疑等はございませんか。  
(「なし」の声)

議 長      ないようですので、報告第6号を終了いたします。

議 長      日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、整理番号1について担当委員から説明願います。

平 井 委 員      今月の担任委員会を5月24日に開催いたしました。担当委員は推進委員の齋さん、委員の猪股さん、そして私平井が担当いたしました。当日は、事務局3名と私たち3名で現場状況の確認に行きました。その結果については、担当委員から各々報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

3条使用貸借の申請について、譲渡人、●●さん、住所は●●、譲受人、●●さん、この方々は親子関係で同居です。地番は北長谷字堤上115番の6、外6筆になります。面積は4,158㎡でございます。●●さんは現在まで、造園業の傍ら、北長谷改善センターの南1kmを親子でビニールハウス8棟で野菜を生産しておりました。今後はさらにビニールハウスの規模を拡大し、生産工場を目指し、親子で貸借を行い、仕事につなげたいという説明でございました。状況を確認したところ、雨水の排水対策も整備されておりました。指導としては、今後使用する資材のU時溝が3段積みで保管してあり、農地環境を保ち、危険なため、1段にし、整理するようお願いしたところでございます。

3人の調査員の認識としては、この件については何ら問題ないものと確認したところであります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1について、は申請のとおり、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1については、申請のとおり、許可することに決しました。

議 長 猪股推進委員 それでは、整理番号2について担当委員から説明願います。推進委員の猪股です。5月24日に担任委員会を行いまして、●●さんと面談いたしました。委員の平井さんと推進委員の齋さんと私で面談いたしました。先ほども出たんですけども、非農地証明願の件と絡みますが、●●さんとは親戚関係で、●●さんが相続しましたが、遠方のために●●さんが譲り受けることになった20筆14,622㎡の土地です。道路に使っていた所は分筆しまして、非農地証明を出しております。耕作に関しては、●●さんが柴田町のほうからトラクターで40分かけて耕作に来るということでした。作物としては、米とじゃがいも大根です。分筆も終わっていますので問題はないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)



議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号2について、は申請のとおり、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号2については、申請のとおり、許可することに決しました。</p>
議 齋 推 進 委 員	長	<p>それでは、整理番号3について担当委員から説明願います。</p> <p>では整理番号3について説明いたします。議案書については12頁、地図については7頁から8頁です。農地の所在ですが、南長谷の玉崎街道、玉崎集会所、玉崎浄水場がありまして、その間の道路沿いの農地です。全部で8筆で、面積は7,751.32㎡の農地です。今回貸借しない土地については耕作放棄地の部分もありまして、地元の委員さんから解消するようにと指導されていたようです。今回この現況である雑種地の部分も立派に農地に再生しまして、今後、トマト、レタスを栽培しながら、農地を有効利用したいということです。貸付人は●●さん、住所は●●、借受人は株式会社●●で親子なのですが、●●の方は会社組織としているわけです。申請理由は、管理できない畑の活用ということでして、耕作放棄地の解消ということなのかなと考えております。●●は法人なので、農地法で定められている農所有適格法人には該当はしないのですが、別口の形で利用できるということがありまして、農地の所有適格法人の中の借りられるのは、賃貸借、または使用貸借に限りまして、農地法の第3条の許可を得ることができれば貸借の権利を取得することができることありまして、しかしこれには一定の条件が必要となります。一定の条件として3点ありまして、1点目は、農地を適正に利用していないと認められた場合は解除すると所有者と書面により契約がなされていることです。これについては契約書の写しをいただいております。2点目は地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的な農業経営を行うこととこのあり、これにつきましても地元で耕作すること、出荷先法人と契約し、営農計画を定めていること等によりまして、要件を満たしているものと考えております。3点目は法人の業務を執行する役員のうち、一人以上が法人の耕作に常時従事しなければならないことありまして、その代表者であります●●の●●さんが従事することですので、要件を満たしているものと考えております。以上のことから、何ら問題はないと見て参りました。何卒ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号3について、は申請のとおり、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号3については、申請のとおり、許可することに決しました。
議	長	日程第10、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の13頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが3件、筆数4筆、合計面積9,231.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは2件、筆数3筆、合計面積は1,557.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、5月31日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画については計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第11、議案第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局		議案書の13頁、別紙の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、をご覧ください。本件につきましては、農業委員会等に関する

る法律第37条の情報の公表に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、毎年6月30日までに公表することとなっているため、本総会に議案として上程するものであります。それでは1頁目、「I 農業委員会の状況」につきましては、令和4年4月1日現在の農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。令和3年4月時点と変更になった箇所については、「1 農業の概要」にあります耕地面積の計が10ha減の1,510ha、遊休農地面積が9.6ha減の10.9ha、認定農業者が4名増の98名となっております。続きまして、下段の「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、農業委員のうち、認定農業者が1名減の8名となっております。2頁をご覧ください。「II 担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、「2 令和3年度の目標及び実績」の集積目標を1,242haと設定していたところ、集積実績は32ha増の1,274haとなったため、集積目標に対して達成状況は102.6%となっております。3頁目をご覧ください。「III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、令和3年度の参入目標を1経営体、0.5haとしておりましたが、新規参入者がおりませんでしたので、達成状況はいずれも0%となっております。4頁目をご覧ください。「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、毎年8月に農地パトロールしていただいておりますが、こちらは昨年度のパトロールの結果でございます。「2 令和3年度の目標及び実績」のとおり、遊休農地解消目標は20.5haでしたが、9.6haの遊休農地を解消できましたので、達成状況は46.8%となっております。下段の「3 2の目標の達成に向けた活動」については、農地利用状況調査と利用意向調査については概ね当初の計画どおり実施しており、利用意向調査につきましては88筆、面積6.9haの遊休農地について所有者等へ利用調査を実施いたしました。5頁をご覧ください。「V 違反転用への適正な対応」について、5.19haの解消目標を設定しておりましたが、令和3年度実績の増減はありませんでした。6頁7頁をご覧ください。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については、6頁の「1 農地法第3条に基づく許可事務」の実施状況は6件、「2 農地転用に関する事務」の実施状況は10件で、それぞれ申請受理から30日で実施しております。7頁の「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人は17法人で、昨年度より変更はありません。「4 情報の提供等」については、賃借料情報と権利移動、農地台帳整備の実施件数をそれぞれ計上しております。8頁をご覧ください。「VIII 事務の実施状況の公表等」

につきましては、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を令和4年3月28日の日付で岩沼市長へ提出しておりますので、令和3年度の実績として意見書の大項目であった4件を計上しております。なお、今総会で可決された上、宮城県農業会議へ報告し、市のホームページにおいて公表いたします。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。質疑、ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第17回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

(一同 礼)

午後2時15分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 7 番 \_\_\_\_\_

委員 8 番 \_\_\_\_\_